11月1日(木)から

## 平成20年度
# 保育所(園)新規入所希望者受付

町では、来年4月から新たに保育所（園）への入所を希望される方の申し込みの受付を行います。なお、現在入所している児童については、保育の実施期間が切れる方を除いて、申し込みの必要はありません。

### 町立保育所・私立保育園

| 保育所(園)名 | 定員(人) | 住所 | 電話 | 保育時間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 平日 | 土曜日 |
| 町立寄居保育所 | 150 | 寄居1333-5 | 581-1295 | 基本保育時間<br>延長保育時間 | 8:30～16:30<br>7:30～19:00 | 8:30～12:00 |
| 町立用土保育所 | 90 | 用土3069 | 584-3209 | 基本保育時間<br>延長保育時間 | 8:30～16:30<br>8:00～17:30 | 8:30～12:00 |
| 町立城南保育所 | 90 | 鉢形2993-1 | 581-4931 | 基本保育時間<br>延長保育時間 | 8:30～16:30<br>8:00～17:30 | 8:30～12:00 |
| 町立男衾保育所 | 120 | 富田152-14 | 582-1811 | 基本保育時間<br>延長保育時間 | 8:30～16:30<br>7:30～18:00 | 8:30～12:00 |
| こぶし保育園 | 60 | 藤田236-1 | 581-3612 | 基本保育時間<br>延長保育時間 | 8:00～16:00<br>7:30～18:30 | 8:00～12:30<br>8:00～14:00 |
| ゆずの木保育園 | 75 | 秋山66 | 581-4932 | 基本保育時間<br>延長保育時間 | 8:00～16:00<br>7:30～19:00 | 8:00～12:00<br>7:30～14:00 |
| いずみ保育園 | 60 | 保田原147-1 | 581-6697 | 基本保育時間<br>延長保育時間 | 8:00～16:00<br>7:15～18:15 | 8:00～12:00<br>7:15～13:00 |

### 入所基準は…

保護者が次のような状況により、児童の保育ができない家庭が対象です。なお、両親が児童の保育ができない場合でも、両親以外の方がその児童の保育ができる場合は入所できません。

①保護者が家庭の内外で家事以外の仕事をし、家庭内で児童を保育することができない家庭

②保護者が出産の前後、または疾病の状態、あるいは病人の看護などに当たっているため、家庭内で児童を保育することができない家庭

③火災や風水害、地震などの災害復旧のため児童を保育することができない家庭

### 保育内容は…

保育所（園）では、児童が心身ともに健やかに育つよう、次のような保育を行います。

①日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養う。

②いろいろな表現活動を通して創造性を養う。

③思考力と道徳性の芽生えを培う。

④心身の調和のとれた発達を図る。

### 入所年齢は…

町立保育所　1歳から（寄居保育所のみ0歳から）

私立保育園　0歳から

### 保育料は…

保育料は、各世帯の所得税などの課税額に応じて階層に分けて定められています。

### 申し込み方法は…

10月22日（月）から子育て支援課と各保育所（園）で申し込み用紙を配布します。この用紙に必要事項を記入し、受付期間内に子育て支援課または各保育所（園）へ提出してください。

**受付期間**／11月1日（木）～14日（水）

**問い合わせ**／子育て支援課（☎581・2121内線251・253）へ。

## 精神保健福祉に関する相談窓口はこちらです

10月22日～28日は、「精神保健福祉普及週間」です。

最近は、うつに関する新聞広告やテレビコマーシャルなどを目にする機会が多くなり、こころの病気に対する関心が高まっています。しかし、まだからだの病気に比べると相談や受診に抵抗がある方が多いようです。こころの病気はご本人またはご家族が抱え込まないことが大切です。

保健福祉総合センターでは、「こころの健康相談」を実施しておりますので、まずはお気軽にご相談ください。予約制となりますので、詳細は本誌「保健事業」の記事をご覧ください。

また、こころの病気には、統合失調症、そううつ病、薬物依存、認知症など、医療機関への定期的な通院及び服薬が必要なものがあり、時には長期にわたる治療を要します。そのため、経済的負担を経減する「自立支援医療（精神通院）」や、日常生活や社会生活の制約がある方が受けられる制度として「精神障害者保健福祉手帳」があります。いずれの制度も、認定を受ける必要がありますので、申請等の手続きにつきましては担当までお問い合わせください。

**問い合わせ**／こころの健康相談…保健福祉総合センター（☎581・8500）、自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳…健康福祉課（☎581・2121内線121）へ。





## 平成20年4月
# 「後期高齢者医療制度」が始まります

医療制度改革による『高齢者の医療の確保に関する法律』の施行に伴い、**平成20年4月から、現在の老人保健制度に代わり、75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方を含む）を対象として、新たに独立した医療保険制度「後期高齢者医療制度」が始まります。**

この制度は、埼玉県の全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）が運営の主体となり、町が窓口業務を行います。

### 対象となる方

**埼玉県内に住んでいる75歳以上の方全員が対象となります（65歳以上で一定の障害のある方を含む）。これは、現行の老人保健制度の対象者と同じです。**

※後期高齢者医療制度への加入後は、現在加入している医療保険（国民健康保険や社会保険）の資格はなくなります。

### 加入する時期

・平成20年4月1日現在で75歳以上の方は、平成20年4月1日から

・平成20年4月1日以降に75歳になる方は、75歳の誕生日から

・平成20年4月1日以降に75歳以上の方が埼玉県内の市町村に転入した場合は、その日から

・65歳以上75歳未満の方で一定の障害のある方は、平成20年4月1日以降に申請後、広域連合から認定を受けた日から

### 保険証が変わります

**75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方を含む）は全員、後期高齢者医療制度の被保険者となり、広域連合から保険証（被保険者証）が交付されます。**

### 医療費の負担割合

広域連合から交付される保険証（被保険者証）を医療機関に提示してください。窓口では、現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）を負担します。

### 保険料

保険料は広域連合が条例で定め、**被保険者全員の方が納付します**。また、現在、社会保険の被扶養者の方も、保険料を納付することになります。ただし、今まで加入していた医療保険の国民健康保険税や社会保険料の納付はなくなります。

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となり、それ以外の場合は町から送付される納付書（口座振替可）で納付することになります。なお、保険料の額については、まだ決定されていません。

所得の低い方や、今まで社会保険の被扶養者で保険料を納めていなかった方には、保険料を軽減する措置があります。

今後も、制度の内容について、お知らせをしていく予定です。

**問い合わせ**／町民課（☎581・2121内線110）へ。

## 年金あれこれ
### 「国民年金保険料控除証明書」が送付されます

毎年、その年の所得税や住民税の過不足を調整するため「年末調整」や「確定申告」を行いますが、国民年金の保険料納付額は「社会保険料控除」の対象となります。

社会保険庁より、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が次のとおり送付されますので、年末調整や確定申告の際にご利用ください。

なお、控除証明書の実施に伴い、「口座振替済額通知書」、「納付受託機関で収納した保険料領収済通知書」は廃止されます。

**11月に送付される方**

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方。

**2月に送付される方**

10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された方。

**問い合わせ**／熊谷社会保険事務所（☎522・5211）または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。

※熊谷社会保険事務所・町民課にお問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただいています。また、熊谷社会保険事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい時もありますのでご了承ください。



R100 広報よりい」は資源保護のため、古紙率100%の再生紙を使用しています。